

令和8年度

共同利用・共同研究システム形成事業

～大規模集積研究システム形成先導プログラム～

公募要領

令和8年3月

文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課

～ 目次 ～

1. 趣旨	2
2. 事業概要	3
(1) 対象とする機関	
(2) 採択予定件数	
(3) 事業期間等	
(4) 対象とする構想及びその要件	
(5) 経費	
(6) 国際卓越研究大学制度との関係	
3. 申請と審査	6
(1) 申請者	
(2) 申請内容	
(3) 審査手順	
(4) 審査の観点	
4. 留意事項	8
5. 申請方法及びスケジュール	18
(1) 申請意向表明	
(2) 公募説明会	
(3) 申請書類等の提出方法	
(4) スケジュール	
6. 問い合わせ先	20
<別添>申請可能な経費	21

1. 趣旨

我が国には、トップ層の研究大学以外にも、全国各地に広く意欲・能力ある研究者が所属しています。我が国全体の研究力を向上させていくためには、個々の大学等の持つ強みを引き上げることと同時に、全国の国公私立大学等に広く点在する研究者のポテンシャルを引き出していくことが必要不可欠です。

また、近年、世界各国においては、国家主導で AI を中核とした科学技術戦略の策定・実行が進められ、データ駆動型・AI 駆動型の研究の本格展開に加え、研究設備の自動化・自律化・遠隔化による大規模ハイスループット研究拠点の整備をはじめとする研究の高度化・高速化が急速に進展しており、我が国としても、科学研究に広くかつ有効に AI を活用する AI for Science の推進によって「科学の再興^{*}」を実現することが求められています。

我が国においては、大学共同利用機関や国公私立大学の共同利用・共同研究拠点等を中核とした、大型・最先端の研究設備や大量・希少な学術資料・データ等を、個々の大学の枠を超えて全国の研究者が共同で利用し、共同研究を行う「共同利用・共同研究」が、独自の研究システムとして機能し、学術研究の発展に大きく貢献してきました。

このような背景のもと、「大規模集積研究システム形成先導プログラム」（以下「本プログラム」という。）では、共同利用・共同研究システムを通じて培ってきた強みを生かして、研究設備の自動化・自律化・遠隔化によるオートメーションクラウド/ラボを形成するとともに、そこから産出される研究データを AI for Science に活用するための研究データ基盤を構築し、人材育成を含めた多様な活動を展開する拠点を形成します。

これにより、意欲・能力ある研究者誰もが時間・空間を超えて高度な研究環境にアクセスし、多様なアイデアから優れた研究成果の継続的な創出を可能にすると同時に、AI for Science の推進にとって重要な資源となる高品質なデータの大量生成を実現します。こうした AI 時代にふさわしい研究システム改革について、AI for Science に関連する施策との相乗効果も発揮しながら全国的に展開していくことを通じて、研究生産性を抜本的に向上させ、我が国の「科学の再興」の実現を目指します。

※ 新たな「知」を豊富に生み出し続けることができる状態を実現することにより、我が国の基礎研究・学術研究の国際的な優位性を取り戻すこと

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html)

2. 事業概要

(1) 対象とする機関

ア) 中核機関

本プログラムにおいて中核となる機関。大学共同利用機関、国公私立大学の共同利用・共同研究拠点（以下、「大学共同利用機関等」という。）。

※ 同一の機関が複数の申請における中核機関となることは認めない。

イ) 連携機関

機関が有する強みを生かして、中核機関と連携し、本事業の経費を活用の上、計画を推進する機関。（大学共同利用機関等であることは問わない。複数の申請への参画可。）

ウ) 協力機関

本事業の経費の配分対象ではないが、中核機関等と連携の上、計画の推進に協力する機関。（大学共同利用機関等であることは問わない。複数の申請への参画可）

(2) 採択予定件数

1 件

(3) 事業期間等

交付決定日の属する年度から令和 11 年度までとする。

なお、文部科学省が別途指定する時期に、補助事業等の実施状況についての評価を行う。

(4) 対象とする構想及びその要件

対象とする構想は、自動化・自律化・遠隔化された高度な研究環境と多様な人材が共生する開かれた拠点を構築し、新しい時代の共同利用システムとして我が国の研究手法の変革を先導することを目指すことが求められる。

応募にあたっては、施策効果を最大化するため、先行する取組や関連施策との連携に留意し、当該連携を行う場合には、関係機関と事前に十分な相談・調整を行うこと。また、限られたリソースで効果を最大化すべく、急速に進展する技術革新の動向等を適切に捉え、必要に応じて計画の見直しを行いながら持続的な発展を実現できる構想とすること。加えて、当該拠点を AI 時代にふさわしい科学研究の革新を先導する原動力として発展させていくためには、優れた運営体制を構築することが極めて重要であり、研究や技術の素養を有し全体を俯瞰的に捉えて統括できる人材を適切に配置するとともに、構想において主に対象となる分野の研究者のみではなく、ソフトウェア・ハードウェアエンジニ

アや研究開発マネジメント人材等の多様な人材が協働する体制を構築すること。その際、開かれた拠点としての魅力を高めて多様なユーザーによる利用を促進する観点から、きめ細かいコンサルテーションをはじめとする支援体制の充実も図ること。

具体的な実施内容は以下に掲げる①～③とし、各項目を有機的に組み合わせて取り組むことで、新たな研究システムの形成を図ること。提案にあたっては、それぞれの項目について実現すべき将来像を描いたうえで、本事業期間で達成することについて、数値目標を含めて具体的に説明すること。

なお、本事業の実施にあたっては、関係法令・指針等を遵守すること。

① オートメーション/クラウドラボの構築・運営

- ・ 研究設備を集積し、多様な実験計画に一気通貫で対応できる高度な研究環境を整備する。また、国内外の先行事例等を踏まえ、研究サイクルの加速、探索領域の拡大等、効果が最大化する形で自動化・自律化を図ることで、高品質なデータの大量な生成を可能とする。
- ・ 研究者が遠隔からもアクセスし、一連の研究ワークフローを実行可能とする。
- ・ 公募対象とする研究分野は限定しない。

② 研究データの創出・活用基盤の構築・運営

- ・ ①により整備される先端的な研究基盤から産出されるデータを AI for Science に最大限活用できるよう、以下を含む研究データ基盤を整備するとともにデータの活用を促進する。
 - i. 研究設備、研究データへセキュアかつ柔軟にアクセスできる通信環境
 - ii. 産業界との連携も可能とする認証機能
 - iii. 研究設備から産出される研究データを自動的に収集・蓄積し、解析に繋げることができるデータ駆動機能
 - iv. 大規模データを適切に管理・共有・公開することができる、大規模大容量データ管理機能

③ 人材育成

- ・ 構築される拠点を資源と捉え、自身の研究分野に加えて AI・データサイエンスの素養を有する研究者や技術者、URAをはじめとする研究開発マネジメント人材等、新たな科学研究の姿を牽引できる人材の育成を図る。

全体構想と計画は、以下を基準に作成すること。

対象	総額（上限）	期間	初年度（交付決定日の属する年度）の支援額
オートメーション/クラウドラボ及び研究データ基盤の整備費相当額	約 80 億円	交付決定日の属する年度から翌年度までの 2 年間で想定	42 億円 （令和 7 年度補正予算）
同運用費相当額	約 15 億円	交付決定日の属する年度から令和 11 年度までを想定	1.6 億円 （令和 8 年度予算（案））

※ 交付決定日の属する年度の翌年度以降の支援額は、各年度の予算編成の結果によるため、総額の支援を約束するものではない。特に令和 11 年度の運用費相当額は、自立的な運営を見据え、令和 10 年度までの拠点の構築・運用状況を踏まえることとする。

（5）経費

ア）申請額

初年度の支援額として、43.6 億円を上限とする。

（オートメーション/クラウドラボ及び研究データ基盤の整備費相当額：42 億円、同運用費相当額：1.6 億円）

※ 本公募は、令和 8 年度政府予算の成立を前提としているため、変更の可能性はある。

イ）経費の使途

申請可能な経費は、原則として<別添>に示すものとする。

（6）国際卓越研究大学制度との関係

中核機関または連携機関が属する大学が国際卓越研究大学に認定されている場合、又は本事業の補助期間中に中核機関または連携機関が属する大学が国際卓越研究大学に新たに認定される場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本事業の取組で重複が生じないように支援する。具体的には、重複する部分については本事業からの補助は行わず、重複しない部分についてのみ本事業から支援することとする。

3. 申請と審査

(1) 申請者

中核機関が属する大学共同利用機関法人または国公立大学の長

(2) 申請内容

申請においては、「2. (4) 対象とする構想及びその要件」を踏まえ、以下の内容を示すこと。

- ア) 全体構想と計画
- イ) 実施・連携体制
- ウ) 予算計画

(3) 審査手順

文部科学省が設置する有識者による審査委員会において、申請内容について書面及びヒアリングにより総合的な審査を行い、採択を決定する。

なお、採択にあたっては、審査委員会等の意見を踏まえ、申請内容について、改善のための意見を付すことがある。

(4) 審査の観点

ア) 全体構想と計画

以下の「2. (4) 対象とする構想及びその要件」に示した項目毎に示す観点を踏まえ、提案された構想・計画が具体的かつ明確であり、我が国の独自性や強みの伸長、成長・発展につながる戦略性を有するものであるか。

① オートメーション/クラウドラボの構築・運営

- ・ 中核機関、連携機関及び協力機関が有する高度な人材や中核的な研究設備等を、本事業の支援と一体的に活用することで、成果の最大化と高い費用対効果が見込まれる構想・計画であるか。
- ・ AI for Science の新たなユーザー層の開拓等、開かれた拠点として多くの研究者を巻き込むことができる構想・計画であるか。
- ・ 本事業の推進によって得られたノウハウや手法を他の機関にも広く横展開し、我が国全体の研究手法の変革に繋げることができる構想・計画であるか。
- ・ 研究環境の構築（機器開発等）及び活用双方のフェーズにおいて産業界と協働することにより、我が国の強みを活用し、また、我が国の強みを伸ばすことが期待される構想・計画であるか。
- ・ 我が国の独自性を発揮することで、世界の研究者を惹きつけ、国際頭脳循環の推進につながることを期待される構想・計画であるか。
- ・ 例えばフィジカル AI 等の技術革新を踏まえた環境の高度化や、AI エージェントからの依頼への対応など、AI for Science の推進に資する

ような将来的な発展性が期待できる構想であるか。

② 研究データの創出・活用基盤の構築・運営

- ・ 先行事例や関連施策等との連携（標準化に向けた取組を含む）を通じて、データを「つくる・ためる・つかう」というエコシステムの形成及び高度化に資する構想・計画であるか。
- ・ 産出された研究データの取扱いについて、オープン・アンド・クローズ戦略のもとで、FAIR 原則[※]等に基づき適切に管理・利活用される構想・計画であるか。

※ Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則（<https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>）

- ・ 構築される研究データ基盤は、「先端研究基盤刷新事業（EPOCH）」をはじめとする事業等を通じて、全国の大学等において整備・共用・高度化される研究設備・機器で創出されたデータの取得・活用にも適用可能であるか。

③ 人材育成

- ・ 次世代を担う研究者や技術者、URA をはじめとする研究開発マネジメント人材等の育成・確保に貢献することが期待されるか。

イ) 実施・連携体制

- ・ 実施体制が全体構想と計画の実現にとって明確かつ十分であるか。また、幅広い分野の研究者に加えて、ソフトウェア・ハードウェアエンジニアや研究開発マネジメント人材等の多様な人材が糾合して計画を推進する体制が構築されているか。
- ・ 中核機関及び連携機関、協力機関が担う役割がそれぞれの強み・特色に照らして適切であるか。また、それらを統合した相乗効果が発揮される構想・計画となっているか。
- ・ 全国の研究者に対して、研究のコンサルテーションや技術・実験支援を含めた高度な研究環境を提供するためのシステムが構築されているか。

ウ) 予算計画

- ・ 全体構想と計画の実現にとって適切な予算計画であるか。
- ・ 申請経費は具体的かつ必要な内容と認められるか。
- ・ 支援期間終了後の自立的な運営を見据え、中長期的な拠点運営の方針が明確であり、持続可能性が認められるか。

4. 留意事項

(1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて機関に照会を行うことがあります。

(2) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該補助金を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」という。）に基づき輸出規制^{※1}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、補助金の配分の停止や、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨

物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型^{※2}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下をご参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/guidance5.pdf>
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(3) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」とされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いいたします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(4) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する補助金の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○補助金の不正使用等が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた事業について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

2) 申請及び参加^{*1}資格の制限等の措置

本事業の補助金の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{*2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る申請制限の対象者	不正使用の程度	申請制限期間 ^{※3} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により本事業における補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

3) 不正事案の公表

本事業において、補助金の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(5) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度^{※1}において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R3. 12. 17 改正)] に準じて、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

※1 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

補助事業等を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の配分の停止や、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(7) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

(8) 論文謝辞等における体系的番号の記載

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。論文投稿時と同様です。本事業の体系的番号は、JPMXPxxxxxxxxxx です。論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例とあわせて採択後に中核機関に対してお知らせします。

(9) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(令和3年2月1日改正)^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(10) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の交付に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。)

このため、令和8年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から「令和8年度版チェックリスト」の様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、交付申請までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和7年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず交付が認められますが、この場合は、令和8年度版チェックリストを令和8年12月1日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要

があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

(体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

(11) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(12) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の交付に当たり、各研究機関^{*1,2}は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。)

このため、令和8年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、交付申請までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、

上記にかかわらず交付は認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

※1 提出には、e-Rad の利用環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

※2 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(13) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的

研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(14) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、中核機関の責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

5. 申請方法及びスケジュール

(1) 申請意向表明

申請件数等をあらかじめ把握するため、本事業への申請を検討されている機関は、申請意向の表明として、指定の期間内に以下のフォームに登録してください。

【意向表明期間】 令和8年3月19日（木）～4月2日（木）

【登録フォーム】 「大規模集積研究システム形成先導プログラム」公募における申請意向登録フォーム

<https://forms.office.com/r/HsZwbZBq53>

(2) 公募説明会

Web による公募説明会を開催します。公募説明会予定日時及び申込等については、文部科学省（公募）ホームページを確認してください。応募にあたり本説明会への参加は任意です。応募者多数の場合は別途日程を調整する場合があります。

公募情報ホームページ：

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00517.html

(3) 申請書類等の提出方法

本事業の申請に当たっては、申請書の提出が必要です。申請者は、指定の様式で申請書類を作成の上、以下の手順に従い提出してください。

(申請書類等)

① 申請書

② 申請様式（提案書）

- ・ 様式ごとの「Word ファイル」「Excel ファイル」「PowerPoint ファイル」に加え、一つのファイルに結合した「PDF ファイル」も提出してください。

※申請書類は、定められた様式を使用してください。以下の文部科学省ウェブサイトに掲載しています。

(提出期限) 令和8年4月27日（月）15時【厳守】

(提出方法) 以下のファイル提出 URL より、①申請書及び②申請様式（提案書）をアップロードしてください。アップロード後は、以下の連絡先のメールアドレスまで提出した旨の連絡をお願いします。

【ファイル提出 URL】

<https://mext.ent.box.com/f/26f328d2ef0f4858876605dba242c3f4>

【連絡先】 文部科学省 研究振興局
大学研究基盤整備課 機構総括係
研究設備係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 4302, 4083)

03-6734-4302, 4083 (直通)

E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

(その他)

- 提出ファイル名は以下のとおり統一の上、アップロードしてください。
 - ①・・・01 【計画名】 申請書.docx
 - ②・・・02-1 【計画名】 申請様式 (提案書) .docx/
申請様式 (様式 3) .xlsx/事業概要資料.pptx
 - 02-2 【計画名】 申請様式統合ファイル.pdf
- 申請書類の提出・受付後に、訂正・再提出及び追加提出等はありません。
- 送信メールの件名は、「【提案名】 大規模集積研究システム形成先導プログラムの公募に係る申請」としてください。
- メール到着後、翌日まで (土日祝日を除く。) に受領通知を送信者に対して返信します。受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

(4) スケジュール

令和8年3月19日 (木)	公募開始
令和8年4月 2日 (木)	申請意向表明〆切
令和8年4月27日 (月) 15時	公募〆切
令和8年4月下旬～5月中旬	審査
令和8年5月下旬	審査結果通知、公表
(以降採択された申請のみ)	
令和8年5月下旬	交付申請
令和8年6月上旬	交付決定、事業開始

6. 問い合わせ先

公募要領の内容や様式の記載方法などについて、問い合わせが必要な場合は、以下の宛先まで連絡してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省 研究振興局
大学研究基盤整備課 機構総括係
研究設備係
TEL : 03-5253-4111 (内線 : 4302, 4083)
03-6734-4302, 4083 (直通)
E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

申請可能な経費

- (ア) 設備備品費： 機関が資産として取り扱うものを取得、製造又は効用を増加させるための経費（設備備品を設置する際の軽微な据え付けのための経費を含む）
- (イ) 人件費： 雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担するその社会保険料
 - (i) 事業担当職員： 補助事業に直接従事する職員
 - (ii) 補助者： 補助事業の補助業務に従事する非常勤職員等
 - (iii) 社会保険料等事業主負担分： i) 及びii) に係る社会保険料等のうち事業主が負担する額
- ※ 別途国からの補助金等によって人件費がまかなわれている職員に対する人件費は計上できない。
- (ウ) 事業推進費等
 - (iv) 消耗品費： 補助事業の実施に必要となる物品の購入費用（設備備品費に掲げるものを除く）
 - (v) 国内旅費
 - (vi) 外国旅費
 - (vii) 外国人等招へい旅費
 - (viii) 諸謝金
 - (ix) 会議開催費
 - (x) 通信運搬費
 - (xi) 印刷製本費
 - (xii) 借損料
 - (xiii) 雑役務費
 - (xiv) その他： 上記以外で大臣が認めた経費